

1 施設運営者

名 称	社会福祉法人足久保福祉会
代表者氏名	理事長 松永 峰幸
所 在 地	静岡県葵区足久保口組29番地5号
電 話 番 号	054-296-1025
法人設立年月日	昭和40年8月26日
定款の目的に定めた事業	幼保連携型認定こども園の運営 一時預かり事業

2 事業の目的、運営方針

事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校就学前の子どもに対する教育及び保育の一体的な実施</li> <li>・小学校就学前の子どもの保護者に対する子育ての支援</li> </ul>
運営方針	<p>①幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、教育・保育計画、年間指導計画を立て教育・保育を行う事とする。</p> <p>②子どもの生活リズムを大切にしながら、集団生活の中で健康管理に留意し、心身共に健康的に過ごせる教育・保育環境を整えます。</p> <p>③子どもたちの「心情」「意欲」「態度」を大切にしながら、人間関係づくりの充実や制作活動、表現活動が自由にでき、情操的で文化的な社会生活を営むための基礎づくりに努めます。</p> <p>④予想される災害をできる限り未然に防ぐように防災意識を高めた環境づくりに努めます。</p> <p>⑤利用者（保護者）の立場に立ち、「意見や要望」には常に耳を傾け、又保護者の協力を得ながら保育環境を整えます。</p> <p>⑥地域の特性や実態を把握し、こども園が地域環境の一部であることを認識した活動を展開します。</p>

3 施設の概要

施設の種類	幼保連携型認定こども園		
施設の名称	足久保こども園		
開設年月日	令和2年4月1日		
施設の所在地	静岡県葵区足久保口組29-5		
連絡先	電話番号	054-296-1025	
	F A X	054-296-1075	
事業所番号	01211		
管理者	園長 長澤 真理		
利用定員	満3歳児以上の児童【1号】	6人	
	満3歳以上の児童【2号】	4.5人	
	満1歳以上満3歳未満の児童【3号】	3.3人	
	満1歳未満の児童【3号】	1.2人	
職員数	37人（嘱託医等含む）		
嘱託医	昭府小児科クリニック	鈴木 健	TEL 054-253-0252
	木下医院（歯科）	木下 博雄	TEL 054-296-0015
薬剤師	鈴長薬局 上足洗店	佐藤 剛	TEL 054-200-1122

#### 4 開園日・開園時間及び休園日

##### ① 教育・保育を提供する日

認定区分	対 象 者	休 園 日
2号認定	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童	日曜日、祝祭日及び年末年始 (12月29日～1月3日まで)
3号認定	満3歳未満で保育を必要とする児童	
1号認定	満3歳以上の小学校就学前児童のうち2号以外の児童	夏季・冬季・春季休暇 土曜日休み 日曜、祝祭日

※但し、園長が状況により認めた日は休園とします。

##### ② 教育・保育を提供する時間

認定区分	教育・保育時間	休 園 日
2号認定	保育標準時間	午前7時から午後6時までの間で保育を必要とする時間。 ※午後6時から午後7時までの範囲で延長保育を実施。
3号認定	保育短時間	
1号認定 (新2号)	教育標準時間	午前8時30分から午後3時30分まで

※園でお子さんをお預かりする時間は、就労時間+通勤時間です。

※小学校の行事(土曜日)、習い事等は、保護者の就労に該当しないため、兄弟関係の保育はご遠慮ください。

#### 5 施設・設備等の概要

敷地	面積	1,650㎡	
建物	構造	鉄筋コンクリート造 2階建	
	延床面積	624.29㎡	
施設の内容	設備	部屋数	面積
	保育室	6室	278.98㎡
	遊戯室兼保育室	1室	90.00㎡
	職員室・医務室	1室	42.76㎡
	調理室	1室	25.68㎡
	玄関ホール(図書コーナー)	1室	45.05㎡
	調乳室・沐浴室	各1室	15.32㎡
	休憩室	1室	7.35㎡
	屋外遊戯面積		527.00㎡

本園では「静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設置及び運営に関する基準を定める条例(平成26年静岡市条例第107号。以下「市条例」という。)」の定める基準を遵守し、上記の施設及び設備を設置しています。

6 職員の状況（令和6年4月1日現在）

職 種	職員数	職 種	職員数
園長	1人	調理員	2人
主幹保育教諭	1人	栄養士	2人
保育教諭	24人	保育補助員	2人
事務（保育兼任）	2人		

本園では市条例の定める基準を遵守し、上記の職員を配置しています。  
乳幼児の受け入れ状況等により、員数が変動することがあります。

7 提供する教育・保育等の内容

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の教育・保育等の提供を行います。

(1) 教育・保育計画

歳児毎に年間、月間及び週間計画を作成しています。

(2) 毎日の教育・保育の流れ

一日の生活の流れについては別紙「入園のしおり」乳児P13・幼児P17デイリープログラム参照。

(3) 食事の提供

給食等の方針	園での給食は、全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしい給食を目指しています。旬の食材を積極的に取り入れています。
昼食及びおやつ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の方へ毎月の献立表でお知らせします。</li> <li>・原則として毎登園日に提供します。</li> <li>・本園で調理しています。</li> </ul> ≪3歳未満児≫完全給食 ≪3歳以上時≫副食給食（白ご飯持参）
アレルギー等への対応	食材の中でアレルギー等食べられないものがありましたら、事前にご相談ください。医師の診断書をもとに除去食そして代替食の用意を致します。「食物アレルギー生活管理指導表」等の書類の提出が必要。

(4) 健康管理・保健

本園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

① 内科、小児科	昭府小児科クリニック 医院長	鈴木 健 医師
	静岡市葵区昭府町2丁目6-16	054-253-0252
② 歯科	木下医院歯科 医院長	木下 博雄 医師
	静岡市葵区与左衛門新田39-10	054-296-0015
③ 薬剤師	静岡市薬剤師会 鈴木薬局	佐藤 剛 薬剤師

- ・健康診断（内科・歯科） 年2回、嘱託医が検診します。
  - ・尿検査 年1回、検査機関に委託し実施します。
  - ・視力検査（4歳児） 年1回、保育教諭が実施します。
  - ・身体測定 毎月1回、身長・体重の測定を保育教諭が行います。
- ※健康診断の結果については、所見のあった子どものみお知らせします。  
 ※身体測定の結果については、コドモン「その他」の「成長記録」に記録します。

(5) その他

子育て支援事業の実施。

月平均1回「おしゃべりサロン」を実施しています。地域への回覧板・ポスター等で広報します。

## 8 保護者の利用料金

### (1) 教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定保護者が教育・保育の提供を受けた際は、本園に対し支給認定を受けた市町村が定める利用料をお支払いいただきます。

### (2) 教育・保育に係る上乘せ徴収及び、実費徴収

(1) に掲げる利用料のほか、実費徴収として下記の費用を負担していただきます。

項目	対象年齢		金額	支払方法
副食費	3・4・5歳児	月額	4,700円	口座振替
給食費	満3歳児(1号)	月額	5,400円	
保健衛生費	全園児	月額	300円×12ヶ月	現金徴収
土曜給食費	幼児・満3歳児(1号)	1日	150円	
月刊絵本代	1・2・3・4・5歳児	月額	各歳児による	
教育費 (1回80円)	3・4歳児(体操・音楽)	年額	2,000円	
	5歳児(英語・体操・音楽)		3,000円	
道具代	0～5歳児	必要時	各歳児による	
被服費	3・4・5歳児	必要時		

※用品代につきましては、「用品申込書」を参照下さい。

※上記のほか、園外保育(遠足)の交通費等、必要な実費は随時お知らせします。

※物価が上がった場合は給食費が上がる場合があります。

### (3) 延長保育料(2号・3号)

(P9参照)

対象	時間	料金
保育標準時間認定	午後6時～午後7時	1回200円(おやつ代含)
保育短時間認定	午前7時～午前8時30分	1回200円
	午後4時30分～午後6時	1回200円
	午後6時～午後7時	1回200円(おやつ代含)
保育短時間・標準時間認定	午後7時～ 緊急時のみ	1回1,000円

#### 預かり保育料(1号)

対象	時間	料金
教育標準時間認定	午前7時～午前8時30分	30分単位100円
	午後3時30分～午後7時	//(おやつ代別)
夏季・冬季・春季休暇期間	午前8時30分～午後3時30分	1日1000円
土曜日	午前8時30分～午後3時30分	1回1,000円+給食費150円

※土曜日の保育時間は午前8時～午後5時です。

※急な早・遅番利用の際は前もってお知らせください。

※新2号は就労証明書を提出、利用後、月単位で市に申請する返金制度があります。

## 9 支払方法

「JA静岡市」での口座振替払(引落日:毎月末日)とします。尚、末日に引き落としが出来なかった場合には、別途ご連絡をさせていただきますが、再振替(15日)をしますので「JA静岡市」に入金をお願いします。正当な理由がなく、利用料の支払いがない場合は、利用継続の意思を確認します。  
※振込についての用紙は別紙で配布。

## 10 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了いたします。

- (1) 1号認定子ども及び2号認定子どもが小学校に就学したとき。
- (2) 3号認定子どもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

## 11 緊急時の対応

教育・保育中に、子どもの体調の急変等が生じた場合には、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡を行うとともに、嘱託医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。

※詳細については「入園のしおり」P19・P25 参照

## 12 非常災害時の対策

管轄する警察署	静岡中央警察署 遠藤新田交番 (296-0023)
消防計画	提出先：葵消防署 054-255-0119 届出日：令和2年12月策定・届出済 防火管理者：園長 長澤真理
防災設備	自動火災報知機、誘導灯、消火器、AED 設置等
避難訓練・消火訓練	火災及び地震、大雨などの土砂災害等を想定し、月1回実施
避難場所	第一避難場所 わんぱく広場・第二避難場所 美和中学校
園児の引渡し	震度5強の地震、予知情報の場合、園での引き渡し。 ※警報発表基準をはるかに超える豪雨や大津波などが予想され、「特別警戒」が発表された場合は、重大な災害の危険が著しく高まっていると判断し、1号・2号・3号認定の子どもに関係なく、自宅待機、又は臨時休業等になります。

※本園は土砂災害危険区域です。

大雨・洪水・土砂災害などで「特別警戒」又は「警戒レベル3」が発表された場合は臨時休園、又は自宅待機となります。その際はコドモンにて園の対応をお知らせします。

※園児が登園後、「特別警戒」又は「警戒レベル3」が発表された場合は、行政指導の下、理事長・園長の判断により、速やかにお迎えをお願いします。

※地域の情報を確認し、園からの連絡がなくても（連絡が取れない場合等）、保護者の自主的な判断で欠席、お迎えをお願いします。

※この地域の天気予報での区分けは、市町村区分では「静岡市南部」、県区分では「中部南」です。情報の確認・静岡市防災メール

※詳細については、「入園のしおり」のP22～P24を参照

## 13 賠償責任保険の加入

本園では、以下の保険に加入しています。（保護者の負担はありません）

加入保険会社	東京海上日動火災保険株式会社	
保険の種類	保育園児団体傷害保険	保育園児賠償障害保険
保険の内容	死亡・後遺障害 4,600,000円 入院（日額） 6,000円 通院（日額） 4,000円	1事故につき 10億円 1名につき 10億円
加入保険会社	AIG損害保険株式会社	
保険の種類	普通傷害保険	
保険の内容	1名につき 死亡・後遺障害 2,000,000円 入院（日額） 1,500円 通院（日額） 1,000円	
加入保険会社	独立行政法人日本スポーツ振興センター	
保険の種類	災害共済給付制度	
保険の内容	医療費 医療保険並みの療養費用額の 10分の4	見舞金 障害 3770万円 死亡 2800万円

14 虐待の防止のための措置

本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るために、責任者を設置するとともに、職員に対する研修を実施します。

虐待防止に関する責任者	園長 長澤真理
-------------	---------

15 要望・苦情・相談等に関する窓口

本園では、ご意見・ご要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

苦情解決責任者	園長 長澤真理	
苦情受付担当者	主幹保育教諭 鈴木理恵	
第三者委員	吉本 歳夫	連絡先 054-296-0012
	高橋 長吉	連絡先 054-296-6651
受付方法	担当職員へお申し出下さい。 文書、電話及び面談等により受け付けします。	

16 守秘義務及び個人情報の取り扱い

- (1) 園長及び職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た個人情報を第三者に漏らしません。
- (2) 子どもの卒園、転園又は、退園に際しては、その後の小学校や他の施設における教育・保育が円滑に行われるよう、子どもに関しての必要な情報を小学校等に提供します。

17 内容変更について

重要事項説明書の内容に変更があった場合は、その都度お知らせします。